

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	2. 地球環境の保全	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	地球環境局総務課長 鎌形 浩史		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第二部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (323ページ以降)		
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	2章	地球環境、大気環境、水環境、土壌環境、地盤環境の保全
施策(節)	1節	1 地球環境の保全		6章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
	3節	1 地球環境保全等に関する国際協力の推進			
その他関連する個別計画	京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月閣議決定） 海洋基本計画（平成 20 年 3 月閣議決定）				

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。				
予算動向		H19 年度	H20 年度	H21 年度	<備考>
	金額(単位:百万円)	3,037	3,523	3,341	
	一般会計	3,037	3,523	3,341	
	特別会計	0	0	0	
施策を構成する具体的手段	【オゾン層の保護・回復】				
	<ul style="list-style-type: none"> 「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」並びに「オゾン層保護法」による、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策の実施及びオゾン層の状況等の監視・公表。 「フロン回収・破壊法」によるフロン類の回収・破壊の促進、冷蔵・冷凍・空調機器の使用時における冷媒フロン類の排出の抑制、ノンフロン化の推進、ハロン等排出抑制対策の検討、途上国におけるフロン等対策等への支援。 				
	【酸性雨対策・黄砂対策】				
	<ul style="list-style-type: none"> 「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」の活動の推進、東アジア地域における酸性雨等の大気汚染対策の推進に向けた調査研究等の国際協力。 国際的なプロジェクトと協働した、黄砂モニタリングネットワークの確立や日中韓三カ国による共同研究の実施。 酸性雨等の越境大気汚染・黄砂について、長期継続的な国内モニタリングの実施。 				
【海洋環境の保全】					
<ul style="list-style-type: none"> ロンドン条約・1996 年議定書等海洋環境保全に関する条約と海洋汚染防止法の着実な実施。 「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」などの国際的取組の推進。 					
【地球環境分野における国際協力・研究調査等】					
<ul style="list-style-type: none"> 世界的な森林の保全、砂漠化への対処及び南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守とその発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理手法の検討。 地球環境保全等に関する国際的な連携の確保、開発途上地域の環境保全に係る支援、国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備。 国際的寄与・参加のための体制の充実強化、貿易や投資のグローバル化と環境保全に関する取組の展開。 アジア太平洋地域における、持続可能な開発に向けた科学的ツール及び政策オプションの開発・提供。また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の国際的な機関への支援。 地球環境分野の監視・観測及び調査研究の推進。 					

③施策の方針に対する総合的な評価

【オゾン層の保護・回復】

- オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に形成されており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できず、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にある。また、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じる必要がある。
- 平成19年10月より新たに整備時の回収が義務づけられたこともあり、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からも引き続きフロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図り、回収量の増加に努める必要がある。

【酸性雨・黄砂対策】

- 酸性雨等越境大気汚染については、我が国の主導によりEANETが2001年（平成13年）から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANETのネットワークセンターに指定されている酸性雨研究センターと協力しつつ、東アジア諸国の大気管理能力向上に向けた活動に積極的に貢献している。国内においては、EANETの手法と調和させた長期モニタリングを実施しており、平成21年3月には平成15年度から19年度の調査結果をとりまとめて酸性雨や越境大気汚染の状況やその影響を評価するなど、目標達成に向けて取組を進めている。
- 黄砂については、2008年に日中韓三カ国の共同研究が開始され、平成21年度はワーキンググループ会合を開催するとともに、札幌で日中韓三カ国黄砂局長級会合を開催し、国際協力を進めている。また、国内では、平成14年度から19年度にかけて実施した黄砂実体解明調査の結果を平成21年3月に取りまとめ、平成21年度も引き続き調査を実施した。

【海洋環境の保全】

- 海洋汚染防止対策については、ロンドン条約・1996年議定書をはじめとする各種条約と海洋汚染防止法に基づいて有害液体物質等の輸送や廃棄物の海洋投入処分等について規制を行うとともに、海洋環境モニタリングの実施、海洋汚染防止法上の海洋投入処分のあり方の検討、及び二酸化炭素海底地層貯留（海底下CCS）に伴う環境影響評価手法及びモニタリング手法の高度化のための作業を実施した。また、OPRC条約及びOPRC-HNS議定書に基づき、有害液体物質汚染事故に関する脆弱性沿岸海域図の作成を進めると同時に、油の流出事故に関する脆弱性沿岸海域図の情報の更新を行った。
- 漂流・漂着ゴミ対策については、漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査で9道県10海岸のモデル地域を選定して調査を行って漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けた現状把握を進めるとともに、全国的な状況把握のための手法について検討・整理を行った。また、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立したことも関連して、地域グリーンニューディール基金への補助（総額約60億円）等によって漂流・漂着ゴミの処理を推進した。さらに、NOWPAPの活用等により、漂着ゴミ問題の解決に向けた国際協力を推進した。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

（森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全）

- 森林の保全については企業とNGO/NPOとのパートナーシップの促進に関する調査事業及び木材調達のグリーン化普及啓発事業を実施し、砂漠化への対処についてはアフリカの砂漠化評価及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業を実施した。
- 南極地域の環境保全等の分野については、南極条約・議定書に基づく査察の実施等により、南極地域の環境保全に貢献した。

（国際的な貢献と連携・国際協力）

- 地球環境保全に関して、G8、国連環境計画（UNEP）、経済協力開発機構（OECD）、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待通りの成果が得られた。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等を行い、自由貿易協定（FTA）/経済連携協定（EPA）交渉や世界貿易機構（WTO）交渉等に有効な知見が得られた。
- アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待通りの成果が得られた。

（研究調査）

- 重点施策に基づき、低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる2つの特別募集枠を設定し、重点的な資金配分を行うことにより、効率的かつ効果的な運営を行った。
- 地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進

を図った。また、IPCC への支援は、第 5 次評価報告書作成に向けた IPCC の諸活動に貢献した。
○平成 21 年 1 月に打ち上げた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) の観測データの一般提供を平成 21 年 10 月に開始した。



④今後の主な課題

【オゾン層の保護・回復】

- 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量の増加に向けた取組強化及び機器使用時排出抑制対策の検討推進。
- 冷媒以外の用途におけるフロン類の排出抑制対策、ノンフロン化等の検討推進。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質の削減・回収破壊対策の検討推進。

【酸性雨・黄砂対策】

- EANET の設立基盤の強化や、モニタリングにとどまらず、東アジア地域の大气環境管理に資するインベントリ作成やシミュレーションモデル開発等 EANET 活動の発展・拡大に向けた検討。
- 越境大气汚染や酸性沈着による影響の早期把握に向けた調査研究の推進。
- 日中韓三カ国環境大臣メカニズムを活用した黄砂モニタリングネットワーク構築等の北東アジア地域協力体制等の検討。

【海洋環境の保全】

- 海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分許可制度について、今後のあり方の見直し。
- 海洋環境モニタリングについて、今後のあり方の見直し。
- 二酸化炭素海底地層貯留に係る環境保全上適正な管理手法の検討。
- 漂流・漂着ゴミ問題の解決に向けた国内外における取組の推進。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 持続可能な森林経営の推進及び違法伐採対策の検討。
- 砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組の推進。
- 南極地域の基地が周辺における環境の実態把握、南極環境保護議定書責任附属書(平成 17 年 6 月採択)への対応、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討、南極環境保護法に基づく手続きの徹底に関する普及啓発の推進。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要であり、我が国として、東アジア共同体構想の実現も念頭において、引き続き国際的枠組みへの様々な形での関与を通じ、積極的な貢献をしていく必要がある。
- グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施、FTA/EPA 条項の比較分析、貿易と環境の相互支持性を強化する協力案件の検討等の政策研究を行う。
- アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組の促進。

(研究調査)

- 観測空白域・空白分野の解消、観測データに係る速報の強化、観測データ利用の促進。
- より重要な分野への研究資源の配分強化、海外との連携強化。



⑤今後の主な取り組み

【オゾン層の保護・回復】

- フロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図るとともに、機器使用時の排出抑制のための要因把握・分析、機器の使用者・保有者の取組等を推進する。
- ノンフロン製品の更なる普及推進等、脱フロン社会の構築に向けた施策を検討推進する。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを検討推進する。

【酸性雨・黄砂対策】

- 東アジア地域における大气汚染防止の取組を推進するため、国際的な枠組みである EANET 活動の将来発展に向けた

取組や、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、国際協力を推進する。

- 酸性雨のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。
- 黄砂対策について、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築を進めるとともに、日中韓の共同研究を推進する。

【海洋環境の保全】

- 廃棄物の海洋投入処分許可制度について、今後のあり方の検討を進める。
- 陸域起源の汚染及び廃棄物の海洋投入処分による汚染を把握するために、日本周辺の海域において海洋モニタリングを実施する。
- 二酸化炭素海底地層貯留に係る影響評価やモニタリング等について管理手法の高度化に関する検討を進める。
- 漂流・漂着ゴミの問題の解決に向けて、引き続きモデル地域において漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法について更なる検討や状況把握のための調査を行う。
- NOWPAP等の活用により、海洋生態系保全や漂着ごみ問題の解決に向けた国際的取組を推進する。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 違法伐採対策及び持続可能な森林経営への民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行う。
- 砂漠化評価・適応策の手法検討を行う。
- 南極地域の環境の実態把握モニタリング実施計画の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告についての検討を開始し、南極環境保護法に基づく手続きの更なる周知徹底を行う。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 引き続き、G8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPA の交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。
- クリーンアジア・イニシアティブを推進し、アジアにおいて低炭素型・低公害型社会、循環型社会、自然と人間が共生する社会を構築していく。
- 国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

- 衛星データの利用による観測空白域の解消、リアルタイムモニタリングが可能な観測ネットワークの構築、及び観測データ利用促進につながるデータ公開システムの開発を検討する。また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) の観測データの検証を行う。
- 地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、行政として研究してほしいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することにより、行政ニーズに合った研究課題などより重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデルを用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行い、各国における具体的な政策導入に貢献する。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
⑤	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 2-1	<p>オゾン層の保護・回復</p> <p>オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。</p>							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	2章1節1 オゾン層保護対策							
関係課・室	フロン等対策推進室							
指標の名称及び単位	<p>①ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量[ODP トン]</p> <p>②業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量[トン]</p> <p>③PRTR によるオゾン層破壊物質の排出量の ODP 換算値[ODP トン]</p> <p>④(参考)南極のオゾンホール面積[万 km²]</p>							
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値	
指標	①	1,118	747	770	787	集計中	H32 年	0
	②	2,298	2,541t	3,168	3,773	集計中	—	増加傾向を維持
	③	5,376	4,181	3,773		集計中	—	減少傾向を維持
	④	2,797	2,927	2,490	2,650	集計中	—	—
目標を設定した根拠等	基準年	平成元年			基準年の値	①5,562		
	根拠等	①モントリオール議定書						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に形成されており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できず、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にある。また、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じる必要がある。</p> <p>○平成 19 年 10 月より新たに整備時の回収が義務づけられたこともあり、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からも引き続きフロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図り、回収量の増加に努める必要がある。</p> <p>【必要性】</p> <p>○オゾン層の破壊による有害紫外線の増加は全国民に影響を及ぼす問題であるため、その対策は極めて公益性が高い。</p> <p>○南極のオゾンホールは依然として毎年のように大規模に発達しており、オゾン全量についても減少した状況が継続していることから、有害紫外線の増加による人の健康や生態系への悪影響が懸念されている。</p> <p>○モントリオール議定書の規制スケジュールに基づく途上国におけるオゾン層破壊物質の生産・消費の削減、既に使用されたオゾン層破壊物質の回収・破壊による大気放出の抑制のため、途上国支援の重要性が一層高まっている。</p> <p>【有効性】</p> <p>○オゾン層を保護するためには、破壊の原因であるオゾン層破壊物質の大気中への排出を抑制することが効果的であることから、オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策が有効である。</p> <p>○ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は着実に減少しており、モントリオール議定書に定める消費量上限(3,615ODP トン)を下回っている。また、フロン回収・破壊法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、冷蔵・冷凍機器や空調機器からのフロン類の回収・破壊を進めており、平成 20 年度には、業務用冷凍空調機器から約 3,773 トンのフロン類を回収した。これらの対策の結果として、オゾン層破壊物質の排出量は着実に減少傾向にある。</p> <p>○大気中のクロロフルオロカーボン(CFC)濃度は 1990 年(平成 2 年)代後半以降ほぼ横ばい(CFC-12)、または減少してきている(CFC-11 及び CFC-113 は年間約 1%の割合で減少)。一方、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は減少しているものの、HCFC 及びハロンの大気中濃度は増加の傾向にある(HCFC-22 は年間約 3%、ハロン 1301 は年間約 2%の割合で増加)。</p> <p>○途上国における CFC 削減を支援するため、モンゴル及びスリランカにおいて CFC 削減プロジェクトを実</p>							

	<p>施するとともに、国際会議等においてフロン回収・破壊に係る制度・取組等の知見の提供・支援を行った。</p> <p>【効率性】</p> <p>○主要なオゾン層破壊物質である CFC、HCFC 及びハロンは強力な温室効果ガスでもあり、これら物質の排出削減は地球温暖化対策としても有効であるため、環境保全上の効率性が極めて高い。</p> <p>○限られた予算を効率的に活用すべく、対策の緊急性、影響力等に鑑み、オゾン層保護効果の高い施策への重点的な資源配分を行っている。</p> <p>○関係府省間の連携や地方公共団体との役割分担を積極的に進めることにより、より少ないコストでの目標達成を図っている。</p>
--	--



<今後の展開>	
<p>○フロン回収・破壊法の円滑な施行を推進するため、引き続き周知徹底及び施行強化を図るとともに、フロン類の更なる回収促進方策及び機器使用時排出抑制のための要因把握・分析や、機器の使用者・保有者の取組等の検討推進する。</p> <p>○ノンフロン製品の普及推進等、脱フロン社会の構築に向けた施策を実施する。</p> <p>○途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを実施する。</p>	

目標 2-2	酸性雨対策・黄砂対策							
	「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET)」等による調査研究の国際的な協調を図るとともに、国内における長期モニタリング計画に基づくモニタリングを実施することにより、東アジア地域における酸性雨等の大気汚染問題に関する取組を推進する。また、北東アジア地域において、国際的に協調した黄砂モニタリングネットワークの確立、共同研究の実施、国内モニタリングの推進等により、黄砂の被害緩和に向けた国際協力を進める。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	2章1節2 酸性雨・黄砂に係る対策							
関係課・室	環境保全対策課、環境協力室、水・大気環境局大気環境課							
指標の名称及び単位	①EANETモニタリング(酸性沈着)地点数 [地点] ②EANET分析精度管理目標達成率 [%] ③国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率[%] ④国内外ライダー設置地点数(環境省設置地点) [地点]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	46	47	51	50	56	H24年度	55
	②	90.6	93.0	93.4	93.2	集計中	-	100
	③	70.0	80.0	90.3	93.5	集計中	-	100
	④	8(3)	9(4)	16(5)	17(5)	17(5)	H24年度	17(5)
目標を設定した根拠等	基準年	-			基準年の値	-		
	根拠等	越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・21年3月改訂)						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○酸性雨等越境大気汚染については、我が国の主導により EANET が 2001 年(平成13年)から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANET のネットワークセンターに指定されている酸性雨研究センターと協力しつつ、東アジア諸国の大気管理能力向上に向けた活動に積極的に貢献している。国内においては、EANET の手法と調和させた長期モニタリングを実施しており、平成21年3月には平成15年度から19年度の調査結果をとりまとめて酸性雨や越境大気汚染の状況やその影響を評価するなど、目標達成に向けて取組を進めている。</p> <p>○黄砂については、2008年に日中韓三カ国の共同研究が開始され、平成21年度はワーキンググループ</p>							

会合を開催するとともに、札幌で日中韓三カ国黄砂局長級会合を開催し、国際協力を進めている。また、国内では、平成14年度から19年度にかけて実施した黄砂実態解明調査の結果を平成21年3月に取りまとめ、平成21年度も引き続き、国内5地点において黄砂飛来時に一斉にエアロゾルを捕集し成分分析等を行う調査を実施した。

【必要性】

- 近年の東アジア地域の急速な発展に伴い、酸性雨やオゾンなど我が国に対する越境大気汚染の深刻化が懸念される。越境大気汚染への対策として、国際的連携の下での長期継続的なモニタリングによる監視と、国際協力の強化が必要である。
- 我が国における黄砂の飛来頻度の増加に伴い、黄砂の影響に対する国民の関心が高まっている。黄砂に関する科学的な実態解明が求められるとともに、黄砂モニタリングネットワークや早期警報システムの構築等北東アジア地域の連携した取り組みが必要である。

【有効性】

- 長期モニタリング計画に基づく国内モニタリングの着実な実施により酸性雨の状況を監視するとともに、我が国の支援により、EANET参加国においても同一手法による酸性雨モニタリングの実施とデータの精度を確保している。また、EANET政府間会合において、設立基盤の強化等、EANETの将来発展に向けた議論が進展しているところ。
- 黄砂モニタリングネットワークの着実な整備により、黄砂飛来状況の把握と早期警報システムの構築に向けた北東アジア地域の取組が進んでいる。また、日中韓三カ国環境大臣会合の枠組みの下、共同研究の実施等の黄砂対策に係る地域協力について検討が進んでいる。

【効率性】

- 酸性雨等の国内モニタリングについては、大気汚染物質の長距離輸送の監視や生態系への影響監視を重点化するとともに、課題に応じた確実なモニタリング体制を構築するため、平成21年3月に酸性雨長期モニタリング計画を見直し、31あった測定所を27に集約するなど、効率的な実施に取り組んでおり、酸性雨等による影響の早期把握に貢献している。
- 黄砂モニタリングネットワークの構築にあたっては、環境省設置の5台のライダー装置（地上から放射されたレーザー光が空中の微粒子によって散乱される状況から、黄砂の鉛直方向の濃度分布や、高度をリアルタイムで読み取る装置）だけでなく、研究機関等の協力を得て、国内外17台のライダー装置によるネットワーク化を実現しており、黄砂飛来情報のリアルタイムでの提供に貢献している。



<今後の展開>

- 東アジア地域における大気汚染防止の取組を推進するため、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、国際協力を推進する。
- EANETについては、平成22年度に開催される政府間会合において、EANETの基盤強化のための文書への署名が予定されており、今後ともEANET活動の将来発展に向けた取組を推進する。
- 酸性雨のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染、及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。
- 黄砂対策については、科学的な実態解明を推進するとともに、日中韓の共同研究を推進して北東アジア地域における黄砂モニタリング、早期警報システムの構築、発生源対策等の検討を進める。

目標 2-3	海洋環境の保全
	ロンドン条約・1996年議定書等海洋環境保全に関する各条約及び海洋汚染防止法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に基づく取組や国内での各種施策の実施により、海洋環境の保全を図り、また漂流漂着ゴミ対策を進める。

環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	2章1節3 海洋環境の保全							
関係課・室	環境保全対策課							
指標の名称及び単位	①陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量[万ト]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	338	320	255	263	集計中	21	250
目標を設定した根拠等	基準年	平成15年度		基準年の値	384			
	根拠等	H19年4月より海洋投入処分の許可制度を導入したことを踏まえ、H19年度の海洋投入処分実績の近似値						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○海洋汚染防止対策については、ロンドン条約・1996年議定書をはじめとする各種条約と海洋汚染防止法に基づいて有害液体物質等の輸送や廃棄物の海洋投入処分等について規制を行うとともに、海洋環境モニタリングの実施、海洋汚染防止法上の海洋投入処分のあり方の検討、及び二酸化炭素海底地層貯留（海底下CCS）に伴う環境影響評価手法及びモニタリング手法の高度化のための作業を実施した。また、OPRC条約及びOPRC-HNS議定書に基づき、有害液体物質汚染事故に関する脆弱性沿岸海域図の作成を進めると同時に、油の流出事故に関する脆弱性沿岸海域図の情報の更新を行った。</p> <p>○漂流・漂着ゴミ対策については、漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査で9道県10海岸のモデル地域を選定して調査を行って漂流ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けた現状把握を進めるとともに、全国的な状況把握のための手法について検討・整理を行った。また、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立したことも関連して、地域グリーンニューディール基金への補助（総額約60億円）等によって漂流・漂着ゴミの処理を推進した。さらに、NOWPAPの活用等により、漂着ゴミ問題の解決に向けた国際協力を推進した。</p> <p>【必要性】</p> <p>○廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による海洋汚染が懸念されていることから、各種条約・議定書や海洋汚染防止法の下で一層の海洋環境保全を図る必要がある。海洋環境モニタリングを行って陸域起源及び海洋投入処分による海洋環境への影響を把握する必要がある。</p> <p>○平成19年11月に施行された海洋汚染防止法の海底下CCSに係る許可制度に関して、海底下CCSによる海洋環境への悪影響を防止するため、適切な制度の実施に係る検討を進める必要がある。</p> <p>○近年、漂流・漂着ゴミによる環境・景観の悪化、船舶の安全航行や漁業への被害等が指摘されていることから、国内での取組及びNOWPAP等国際的な枠組みを通じて漂流・漂着ゴミ対策を進める必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○ロンドン条約1996年議定書の採択に伴い平成19年4月から導入された海洋汚染防止法の廃棄物の海洋投入処分許可制度の適切な実施を図ると同時に、我が国の海洋投入処分のあり方の検討を進め、海洋環境の保全を図った。また、海底下CCSに係る許可制度に関して、適切に制度を実施するため、環境影響評価やモニタリング等についての手法の高度化の検討を進めた。</p> <p>○水質、底質及び海洋生態系等を対象とした海洋環境モニタリングを行い、陸域起源及び海洋投入処分による海洋環境への影響の状況を把握した。</p> <p>○NOWPAPの活動促進のため、リモートセンシング（人工衛星による地球観測）による海洋観測を行うための研究開発を行った。また、NOWPAP富栄養化状況評価手順書を作成し、各国が本手順書に基づいて各海域における富栄養化状況の診断を始める体制を整えた。</p> <p>○漂流・漂着ゴミ問題の解決に向けて漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査で9道県10海岸のモデル地域を選定して調査を行い漂流ゴミの効率的・効果的な回収・処理方法の検討に向けた現状把握を進めるとともに、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及</p>							

	<p>び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立したことも関連して、漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業や地域グリーンニューディール基金への補助により、漂流・漂着ゴミの回収・処理を進めた。</p> <p>【効率性】</p> <p>○平成 19 年度において、予算の効率的活用を図るため、海洋環境モニタリングの観測測線及び観測点の見直しを行った。</p> <p>○我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、7 県 10 海岸のモデル地域を選定し、それぞれの地域の特性に応じた効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討した。</p>
--	--



<今後の展開>	
<p>○海洋汚染防止法の廃棄物の海洋投入処分許可制度の適切な運用を図ると同時に、今後の我が国の海洋投入処分の在り方の検討を進める。</p> <p>○バラスト水条約の発効に向けて、国際的な動向等について情報を収集するとともに、関係府省と連携して批准に向けた国内法整備の検討を進める。</p> <p>○OPRC 条約及び OPRC-HNS 議定書に基づき、有害液体物質汚染事故に関わる脆弱性沿岸海域図を作成・公表し、また油汚染事故に関わる脆弱性沿岸海域図の情報の更新を行う。</p> <p>○陸域起源の汚染及び廃棄物の海洋投入処分による汚染を把握するために、日本周辺の海域において海洋モニタリングを実施する。また、事故等への対応を強化するため、衛星画像の活用の実現、我が国近海における潮流及び水塊移動速度に係る最新の知見の整理等を行う。さらに、海底下CCSに対する許可制度に係る環境影響評価やモニタリング等についての手法の高度化の検討を行う。</p> <p>○漂流・漂着ゴミ問題の解決に向けて、地域特性に則した削減方策を検討するため、引き続きモデル地域において状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討、我が国から流出するゴミの状況把握調査を行う。また、地域グリーンニューディール基金を適正に執行する。また、NOWPAP等の活用により漂着ごみ問題の解決や海洋生態系の保全に向けた国際的取組を推進する。</p>	

目標 2-4	地球環境分野における国際協力・研究調査等						
	環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献、開発途上地域における環境保全のための支援、国際研究協力の推進などを通じて、地球環境分野において国際協力及び研究調査などを推進する。						
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	2章1節4 森林環境の保全と持続可能な経営の推進						
	2章1節5 砂漠化への対処						
	2章1節6 南極地域の環境の保護						
	6章3節 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等						
	6章9節 国際的取組に係る施策						
関係課・室	総務課、環境保全対策課、環境協力室、研究調査室						
指標の名称及び単位							
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値
指標	①						
目標を設定した根拠等	基準年	—		基準年の値	—		
	根拠等	—					

【達成の状況】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 森林の保全については企業とNGO/NPOとのパートナーシップの促進に関する調査事業及び木材調達のグリーン化普及啓発事業を実施し、砂漠化への対処についてはアフリカの砂漠化評価及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業を実施した。
- 南極地域の環境保全等の分野については、南極条約・議定書に基づく査察の実施等により、南極地域の環境保全に貢献した。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関して、G8、国連環境計画(UNEP)、経済協力開発機構(OECD)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMU)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待どおりの成果が得られた。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等を行い、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO) 交渉等に有効な知見が得られた。
- アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待どおりの成果が得られた。

(研究調査)

- 重点施策に基づき、低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる2つの特別募集枠を設定し、重点的な資金配分を行うことにより、効率的かつ効果的な運営を行った。
- 地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進を図った。また、IPCC への支援は、第5次評価報告書作成に向けたIPCCの諸活動に貢献した。
- 平成21年1月に打ち上げた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データの一般提供を平成21年10月に開始した。

【必要性】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 熱帯林をはじめとして世界の森林が失われつつあり、また、乾燥地域及び半乾燥地域において気候変動や人間活動による土地劣化等の危機が懸念されている中で、生態系全体を捉えた観点や、途上国における貧困問題という観点から、国際的枠組みの下で森林保全及び砂漠化対処の取組を進める必要がある。
- 南極地域は、環境上の高い価値があると国際的に認められており、適切な環境影響評価の実施等により南極保護法を着実に実施し、環境保護に関する国際的な貢献を図る必要がある。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要である。このような状況において、先進国である日本は、各種国際会議の開催や会議への出席、国際的枠組みへの様々な形での関与などを通して、積極的な貢献をしていく必要がある。また、経済のグローバル化が進む中で、貿易と環境の相互支持性を強化する必要がある。
- 開発途上国における環境問題は、当該途上国のみならず、我が国を含む国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題である。アジア・太平洋地域にはなお開発途上の地域が多く、日本が先進国として当地域の持続可能な開発に寄与することは公共的観点から必要性が高い。
- 開発途上国においては、政府によって一貫した環境政策の立案と実施が進められることが、民間やNGO等の具体的な活動の進展にもつながる。こうした観点から、政府レベルでの政策協議が必要かつ重要である。

(研究調査)

- 地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても指摘されているところである。
- 多様化・複雑化する環境問題の構造を的確に把握し、効果的な対策を推進するためには、最新の科学的知見を得るための研究及び、最新の技術の開発とその普及が必要である。しかしながら、環境問題に係る研究や技術開発については、市場メカニズムに任せては十分進まない場合が多い。したがって、政策ニーズの高い環境分野の調査研究、技術開発については、国が率先して総合的かつ戦略的に推進することが必要である。

評価・分析

【有効性】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 国連森林フォーラム、国際熱帯木材機関への参加等、積極的に関与することにより、森林の保全と持続可能な経営に係る国際的取組の進展に寄与した。
- 砂漠化対処条約締約国会議への参加等、積極的に関与することにより、砂漠化対処に係る国際的取組の進展に寄与した。
- 南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約・議定書に基づく査察を実施すること等により、南極地域の環境の保護に向けた国際的取組に貢献した。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関して、G8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMU)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行うことにより、当該枠組みの地球環境保全に関する活動を強化・推進するのみならず、我が国の国際社会におけるプレゼンスを高めることができた。また、このような場で情報交換を行うことによって、各国の優良事例と我が国の取組を比較考慮、国内世論の喚起等が可能となり、国内施策を立案する上で有効であった。
- 近年、経済成長とともに環境問題が深刻化しているアジア太平洋地域において、多国間及び二国間の国際会議開催やウェブサイト等によって互いの環境情報を交換する場を設けることは、アジア太平洋地域の環境への取り組みを進める上のみならず、我が国にとっても他国の情報を収集する上でも有効な施策であった。
- 北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協力プロジェクトの推進、地方公共団体等による協力の支援、国内の協力基盤の整備等を通じ、北東アジア地域を中心とした開発途上国の環境保全に貢献している。
- 他国の締結している FTA/EPA における環境条項の分析、WTO における議論の整理等は、我が国が FTA/EPA や WTO の交渉を行うに当たって環境の観点から検討を行うために有効であった。
- アジア太平洋地域では、アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)による地域各界関係者による政策対話や持続可能な開発の優良事例の収集、普及等を通じ、地域の持続可能な社会構築に貢献した。

(研究調査)

- 地球環境分野の調査研究については、我が国の地球温暖化分野の施策の進展に貢献した。
- 地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費の運営にあたっては、事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。
- 地球環境研究総合推進費等を活用して、政策的な観点を重視した、地球温暖化防止や生物多様性の保全等の様々な分野における地球環境研究を実施し、監視・観測を推進した。また、成果発表会や一般公開シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して成果の普及広報を図った。
- アジア太平洋地球変動ネットワーク(APN)の枠組みを活用して、アジア太平洋地域における地球変動研究と政策決定の連携を促進している。

【効率性】

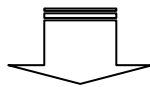
(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 世界的な森林の保全及び砂漠化への対処については、国際的枠組みの下で各国が協力して対策を講じることにより、効率的に対策を実施することができる。
- 南極地域の保護については、国際的な枠組みの下で、各国が分担協力して保護施策を推進することが最も効率的な対策である。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関しては、一国のみでの取組には限界がある。よって国内施策の実施のみならず、その情報外に提供するとともに、G8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMU)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みにおいて、国際社会の積極的な関与を促すことにより、保全のための効率的な問題解決を図ることができる。
- 北東アジア地域の環境管理の改善を目標に掲げて、施策を重点化するとともに、多様な主体との連携を

	<p>行うことにより、効果的・効率的に環境保全を実施している。</p> <p>○WTO 交渉の論点を整理し、また FTA/EPA 交渉において、事前に他国の状況の分析を行うなど早期の段階で環境保全の視点から検討することは、貿易と環境の相互支持性を強化する上で、効率的な手法である。</p> <p>(研究調査)</p> <p>○地球環境問題の調査研究に係る我が国の貢献については、国際的に高い評価を受けており、我が国の支援に対する費用対効果は高い。</p> <p>○地球環境研究総合推進費では、様々な研究課題を、公募を通じて、コストを勘案しつつ、公正で透明性の高い評価に基づいて選定している。必要な場合には他省庁に移替を行う等、高い効率性・競争的環境を確保している。</p> <p>○地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費では、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、調査研究や観測モニタリング等を効果的・効果的に推進している。また中間・事後評価指標の厳格化や、各課題において外部有識者を交えたアドバイザリーボード会合を開催するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。</p>
--	---



<今後の展開>	
(森林・砂漠・南極)	
○持続可能な森林経営や違法伐採対策の調査、検討を行うとともに、国連森林フォーラム等の国際的取組の進展に貢献する。	
○砂漠化評価・適応策の手法検討調査等を行うとともに、砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。	
○我が国昭和基地における観測活動による環境影響に係るモニタリングの検討や、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討を進めるとともに、国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を図る。	
(国際的な貢献と連携国際協力)	
○引き続き、G8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みで積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPA 交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。	
○環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目的として、クリーンアジア・イニシアティブを推進する。また、「環境モデル都市」、「環境モデル島」の構築に向け、現地調査等を行い、事業計画を検討する。	
○各国との政策対話や、環境の状況等に関する調査結果に基づき、優先順位の高い分野から、具体的な協力を進める。	
○国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。	
(研究調査)	
○平成 22 年度は、行政ニーズに的確に応えるため、トップダウン型の戦略的研究開発領域課題を1つ立ち上げる。また、気候変動影響・適応に関する情報収集、評価・対策の検討により、効果的・効率的な適応策の推進を図る。	

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等
○オゾン層の保護のためのウィーン条約(昭和60年3月採択、昭和63年9月発効)
○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(昭和62年9月採択、平成元年1月発効)
○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)(昭和63年法律第53号)
○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)(平成13年法律第64号)
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海洋汚染防止法)(昭和54年法律第136号)
○1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書(MARPOL(海洋汚染防止条約)73/78条約)(昭和53年2月採択、昭和58年発効)
○1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)(昭和47年11月採択、昭和50年8月発効)
○1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年議定書(ロンドン条約96年議定書)(平成8年11月、平成18年3月発効)
○1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約(OPRC(汚濁事故対策協力)条約)(平成2年11月採択、平成7年5月発効)

- 2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書(HNS議定書)(平成12年3月採択、平成19年6月発効)
- 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)(平成6年9月採択)
- 船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(バラスト水条約)(平成16年2月採択、未発効)
- 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約(砂漠化対処条約)(平成6年6月採択、平成8年12月発効)
- 生物多様性条約(平成4年5月採択、平成5年12月発効)
- 南極地域の環境の保護に関する法律(平成9年法律第61号)

目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(百万円)	H21			H22			H23 反映		
2-1	①フロン等対策推進調査費等(再掲1-1)	71	96	↑						
	②途上国におけるフロン等対策支援事業費	47	47	↓						
	*省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業(再掲1-1⑳)	—	—	—						
2-2	①東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金(後継事業は施策3)	105	96	—						
	②越境大気汚染対策推進費(後継事業は施策3)	289	288	—						
	③クリーンアジア実現のための東アジア大気汚染防止戦略検討調査費(後継事業は施策3)	80	79	—						
	*酸性雨調査研究費(再掲9-3)	47	47	—						
2-3	①ロンドン議定書国内対応事業費等(後継事業は施策3)	45	44	—						
	②海洋環境モニタリング推進費等(後継事業は施策3)	81	102	—						
	③ロンドン議定書実施のための不発陸上処理費(後継事業は施策3)	222	394	—						
	④漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費等(後継事業は施策3)	196	209	—						
	⑤海岸漂着物処理推進経費(後継事業は施策3)	0	11	—						
	*二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業(再掲1-1㉑)	—	—	—						
2-4	①経済協力開発機構拠出金等	45	42	↓						
	②排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等	167	181	↓						
	③地球環境戦略研究機関拠出金	550	500	→						
	④地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	134	204	→						
	⑤国際連合環境計画拠出金等	302	276	→						
	⑥国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金	19	17	↑						
	⑦北東アジア環境協力推進費等(H23統合:2-4⑧、2-4⑨)	107	36	↑						
	⑧日中韓環境協力推進費(H23名称変更:北東アジア環境協力推進費等)(統合:2-4⑦)	44	74	—						
	⑨クリーンアジア・イニシアティブ推進費(H23名称変更:北東アジア環境協力推進費等)(統合:2-4⑦)	171	167	—						
	⑩アジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ(APFED II)活動推進費	91	72	×						
	⑪熱帯林等森林保全対策調査経費等(後継事業は施策5)	42	40	—						
	⑫南極地域自然環境保全対策費等(後継事業は施策5)	37	10	—						
	⑬貿易自由化と環境保全の相互支持性強化推進費等	68	32	×						
	⑭南極環境実態把握モニタリング事業費(後継事業は施策5)	0	11	—						
	⑮国連大学高等研究所拠出金	0	0	新						
	⑯国際連携戦略推進費	0	0	新						

⑰地球環境保全対策共通経費	96	94	→
⑱国際会議等派遣等経費(うち「国際会議等派遣費」「国際会議等資料作成費」)	189	244	↑
⑲二国間国際会議関係経費	16	0	—
⑳気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費等(うち「アジアにおける環境・経済統合影響評価モデルによる日本型環境政策検討スキームの導入支援費」「気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業」)	23	13	×
㉑地球環境保全試験研究費等(うち「地球環境研究計画策定等経費」)	4	3	×
*衛星搭載用観測研究機器製作費(再掲9-3)	180	70	
*気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費等(うち「IPC報告書作成支援調査費」「気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費」)(再掲9-3)	—	—	—
*地球環境保全試験研究費等(うち「地球環境保全試験研究費」)(再掲9-3)	—	—	—
*環境研究総合推進費のうち地球環境研究総合推進費(再掲9-3)	—	—	—

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
2-4-⑩	当該事業については廃止	所期の目的が達成されたため廃止
2-4-⑬	所期の目的が達成されたため廃止	所期の目的が達成されたため廃止
2-4-⑳	「気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業」は事業内容を刷新したうえでその他事業と整理統合し、効率的な事業実施に努めるべき。	「気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業」は一旦廃止し、事業内容を刷新しその他事業と整理統合。
2-4-㉑	長期にわたり実施しているため、支出内容等について適宜見直しを行い、効率的な事業実施に努めること。	「地球環境研究計画策定等経費」を廃止。また、事業内容の効率化を図ることで、概算要求額を減額

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p><当該施策に係る府省庁> 内閣官房、内閣府、外務省、水産庁、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁</p> <p><昨年度評価書からの変更点> 昨年度評価書には、「目標 2-4」の「指標の名称及び単位」欄に「①(間接)南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率[%]」を記載していたが、国際南極旅行業者組合が発表している日本人上陸者数が、平成19年度以降「その他」に含まれてしまい、明記されていないため、割合を把握する手段が無くなったため削除した。</p>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	2-1-①	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量
	2-1-②	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量
	2-1-③	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値
	2-1-④	(参考)南極のオゾンホール面積
	2-2-①	EANETモニタリング地点数
	2-2-②	EANET分析精度管理目標達成率
	2-2-③	国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率
	2-2-④	ライダー設置地点数(環境省設置地点数)
	2-3-①	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量
指標の解説	2-1-①	HCFC生産量+HCFC輸入量-HCFC輸出量。なお、ODPトンとは、オゾン層破壊物質の量に各々のオゾン破壊係数を乗じ合計したもの。
	2-1-②	都道府県の登録を受けた回収業者から報告された機器廃棄時及び整備時における回収量を合計したもの。
	2-1-③	PRTR法に基づくオゾン層破壊物質の排出量にオゾン破壊係数を乗じて得られた数の合計。
	2-1-④	オゾン全量が220m atm-cm以下の領域の面積の当該年の最大値。
	2-2-①	EANET参加国がEANET登録地点としてモニタリングしている地点数
	2-2-②	EANET参加国が実施している精度保証・精度管理における管理目標値の達成状況
評価に用いた資料等	2-1-①	オゾン層保護法第3条第2項により公表される消費量
	2-1-②	フロン回収・破壊法に基づく平成19年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の集計結果について(環境省報道発表資料)
	2-1-③	平成19年度PRTRデータの概要ー化学物質の排出量・移動量の集計結果ー
	2-1-④	オゾン層観測報告2007(気象庁)
	2-2-①	EANET年次報告書
	2-2-②	EANET分析機関間調査報告書
	2-2-③	酸性雨対策調査取りまとめ
	2-2-④	環境省資料



指標に影響を及ぼす外部要因	2-2-③ 落雷や台風等自然災害の被害による測定値取得率への影響
---------------	----------------------------------